

議 事 の 経 過 概 要

主な質疑・意見等

亀山課長補佐	それでは開会前ではございますけれども欠席委員のご報告を申し上げます。医師等代表の歌川委員、金子委員、被用者保険代表の菅原委員、岩野委員より欠席のご報告をいただいております。
寺田課長	本日は、皆様よりご多忙のなか、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。 始めに、本日の会議資料の関係であります。議案書などにつきまして、事前に送付させていただいておりましたが、議案書、資料に訂正がありましたことをご詫びいたします。申し訳ありませんでした。本日お手元に配布した議案書と資料に差し替えをお願いします。計画の案につきましてもご確認をお願いいたします。無い方がおられましたら、お手数ですが挙手願います。事務局で配付いたします。 これより会議の進行は、会長からお願いいたします。
羽下会長	それではただいまの出席委員は 13 名で過半数に達しておりますので、これより平成 29 年度第 2 回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。次に協議会規則第 4 条の規定により、会議の公開について委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議を公開することにご異議ございませんか。 異議ありませんので本日の会議を公開といたします。 本日の傍聴者はおられますか。ないようでありますので、それでは挨拶ということで、みなさん年の瀬のご多忙の中出席いただいて大変ありがとうございます。本来であれば 11 月に開催ですが、来年度からの広域化の納付金の仮算定結果を踏まえ来年度からの税率を算定できる状況になりましたので皆さんからの屈託のない意見をお願いいたします。 本日皆様に諮問されます伊藤市長から挨拶をお願いします。
伊藤市長	ごめんください。本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 委員の皆様には日ごろから国保の運営はもとより、市政全般にわたりご協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。 本日は当運営協議会委員の任期が来年の 1 月末となっております。委員の皆さんからは 2 年間、当委員会の運営にご尽力をいただいたことを感謝いたします。また、今後ともご指導をお願いします。さて、7 月に開催されました第 1 回運営協議会でお話をさせていただいた通り、国保会計の平成 28 年度決算において、歳入不足分について一般会計から 1,625 万 1 千円の法定外繰り入れを実施することにより収支均衡を図ることができました。この決算につきましては去る 9 月 22 日の市議会 9 月定例会で決算の認定を受けたところであります。一方、一人当たりの療養給付費は依然として上昇傾向でありますし、高齢化や高度医療化の進展により医療費は増加するものと見込んでおります。このような状況下において、平成 30 年度から県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の中心的な役割を担うこととなりますが今後の国保会計においては依然として厳しい財政運営が見込まれるものと考えております。本日は国民健康保険税の

	<p>税率について委員各位から充分なご審議をいただき、今後とも引き続き国民健康保険事業が円滑に進められますようお願い申し上げまして挨拶に変えさせていただきます。本日はよろしくお祈いします。</p>
羽下会長	<p>次に会議録署名委員の指名であります、協議会規則第9条第2項の規定により、会議録署名委員に田邊俊雄委員を指名いたします。お祈いします。</p> <p>では議事に入ります。日程第1、議第1号五泉市国民健康保険税の税率等について議題といたします。市長の説明を求めます。</p>
伊藤市長	はい。
羽下会長	はい市長。
伊藤市長	<p>はい。報告第1号 五泉市国民健康保険税の税率等について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回平成30年度収支見込みを平成29年度と同様の税率等で試算をした結果、一般会計からの法定外繰入金を見込まない中で収支均衡を図ることができる見込みであります。平成30年度の国民健康保険の税率について医療給付費分、介護納付金分、共に平成29年度の税率に据え置き、後期高齢者支援金等分につきましては、県の方針に基づき、賦課方式を3方式から2方式へ変更するため均等割り額を変更するものであります。また県の方針によりこれまでの暫定賦課方式を平成31年度から廃止したいと考えております。以上国民健康保険税の税率等について、ご説明申し上げますが、細部については課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上であります。</p>
寺田課長	会長。
羽下会長	はい寺田課長。
寺田課長	<p>はい。参考資料の説明をさせていただきます。</p> <p>1ページ、平成30年度国民健康保険税率についてであります、現行の保険税率と県の示した標準保険料率で算出した予算額の比較を行ったものであります。</p> <p>この表の見方といたしましては、国民健康保険税収入を除くそれぞれの歳入や歳出を同額として計算したのですが、ご覧のように、県の標準保険料率で算出した場合は、1億8千万円余りの歳出超過、すなわち赤字となる見込みであります。</p> <p>現段階において、私どもが調べたところによりますと、県内29市町村の動向として、税率を13市町村が据え置き、11市町村が引き下げを予定しているとのこととあります。今後の状況により変更があり得ますが、税率決定における各市町村の判断が分かれていることが窺い知れる状況となっております。市といたしましては、今回の県納付金算定に用いられている医療給付費が平成28年度水準のものであり、必ずしも現状に即していないこと、新しい制度発足後の平準化には数年を要する見込みであること、</p>

法定外繰り入れは今後遅くとも5年以内に廃止するよう国から指導があること、歳入不足の際に行うことができる県からの借り入れは、返済のための翌年度負担が発生すること、などの事情を考慮して税率を据え置くこととしたいと考えております。

次に、2ページの、賦課方式（後期高齢者支援金等分）の変更についてであります。現在、後期高齢者支援金等分の賦課方式は、所得割＋均等割＋平等割の3方式を採用しておりますが、来年度以降の広域化後は、所得割＋均等割とすることを県の標準的な算定方式として県の国保運営協議会において承認されており、将来的にはこの方式に統一される見通しであります。この2方式とした場合の減収分を補うため、均等割額をこれまでの6,800円から11,817円に引き上げたいと考えております。

中ほどの（2）世帯当たりの賦課年額をご覧くださいますとおわかりのように、単身者世帯は減税になり、世帯の構成人数が増えるごとに増税幅が大きくなります。その下の（3）該当世帯割合にお示ししましたように、単身者世帯が約半数を占め、2人世帯が約35%を占めていることがご確認いただけたと思います。

次に、3ページをご覧ください。暫定賦課の廃止についてであります。これは、国保制度改革に向けた県と市町村による協議の中で、事務の標準化を図る取り組みの一環として保険税の暫定賦課を廃止することとし、県の国保運営協議会において承認をいただいたものであります。

これを実施いたしますと、保険税額の決定は、これまでの暫定賦課と本算定賦課の2回から1回となり、納付回数も、12回から9回に減ることになります。年税額に変わりはありませんが、1回あたりの納付額が増えることとなります。

現段階における県内の市町村の動向であります。すでに廃止している市町村が11、来年度廃止を予定している市町村が16、それ以降の廃止予定が1市となっており、検討中としているのが本市を含めて2市町となっております。ひと月当たりの負担額が増えることもあり、被保険者の皆様への十分な周知が必要と考えており、広域化の実施翌年度となる平成31年度から実施したいと考えております。

以降、4ページにつきましては、被保険者数の減少と一人当りの療養給付費の増加、5ページにつきましては、県内市町村の法定外繰り入れの状況をお示しいたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

ご説明は、以上であります。よろしく申し上げます。

羽下会長

課長、資料3ページの暫定賦課の廃止の状況が資料と違う数字を言ってます。説明をお願いします。

寺田課長

申し訳ありません。実は暫定賦課の現在の状況が刻々と変わっており、昨日市で再度確認した最新の状況を報告いたしました。

もう一度、申し上げます。

暫定賦課の廃止についての県内市町村の動向であります。

既に廃止している市町村が11、来年度廃止を予定している市町村が16、それ以降の廃止予定が1市となっており、検討中としているのが本市を含

	めて2市町となっております。配布してある資料と数値が違い申し訳ありませんでした。
羽下会長	はい、ということであります。それでは質疑に入ります。ただいまの説明に対しご質疑ありませんか。よろしいですか。
阿部議員	はい。
羽下会長	はい、阿部議員
阿部議員	2、3お聞きします。賦課方式が3方式から2方式への変更となる。暫定賦課の廃止することにする。どうしてこのようなことになったのか理由をお聞きしたい。県の運営協議会で承認をされたといずれも。そうなれば、市の運営協議会で諮る必要がないのではないかと考えられます。なぜ、賦課方式が3方式から2方式になるのか、それと暫定賦課は旧五泉市では、納期が6期であったが、収納率の関係で12期にした経過があります。それをまた、9期にすると収納率は良くなれないと考えております。その辺を説明してください。
寺田課長	はい、会長。
羽下会長	寺田課長
寺田課長	県の運営協議会でお話があったと説明しましたが、広域化を来年に控え県が財政運営を担うのは決まっている事項であります。納付金を市が県に納めた後、市の国保財政は市が引き続き行うことに変更はありません。今の方式変更、暫定賦課の廃止については、県で決まったことが全て市で行うとはなっておりません。将来的に全県で統一した国保運営にしていくことが理想とした姿としていく中で、できれば、足並みを揃えていくことが求められている状況であります。 くどいようですが、来年度から必ずしなければならないとはなっておりません。県の方針を受けて、平成30年度から方式の変更と十分な周知期間を設けて平成31年度からの暫定賦課の廃止を考えているところであります。
羽下会長	よろしいですか。
阿部議員	はい。
羽下会長	他にありませんか。ないようでありますので、議第1号に対する質疑を終了いたします。 お諮りをいたします。原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。ご異議ありませんので、原案のとおり答申することに決定いたします。 なお、ただいまの各委員からのご意見、ご提言を国保運営に反映し、安定した運営に努力されますよう、協議会として要望いたします。 次にその他、五泉市特定健康診査等実施計画（第3期）及び五泉市データヘルス計画（第2期）案について事務局より説明してください。

石山係長	会長。
羽下会長	はい。石山係長
石山係長	<p>4. その他、五泉市特定健康診査等実施計画（第3期）及び五泉市データヘルス計画（第2期）案についてご説明いたします。</p> <p>本日お手元に計画の原案をお配りしております。</p> <p>この原案につきましては、8月24日に開催した第1回策定委員会で構成、目標等の大枠を検討し、12月14日に開催した第2回策定委員会で原案をお示しし、その際伺ったご意見を踏まえて修正した案であります。前期計画はそれぞれ別冊子で作成しておりましたが、今回から二つの計画を一冊にまとめ、第1部が特定健康診査等実施計画、第2部がデータヘルス計画、第3部が共通事項としております。</p> <p>次回の運営協議会で確定版をお示しいたします。その後、パブリックコメントの募集、市民周知と進める予定であります。</p> <p>第1部から説明いたします。</p> <p>第1部は特定健康診査等実施計画となっております。</p> <p>第1章が現状の把握、第2章で達成しようとする目標として、平成35年度までに受診率60%といたしました。第3章が実施方法となっております。第3章の中に、受診率向上の取組として5項目を挙げております。この取組に重点を置き、受診率を向上させていきたいと思っております。第4章に事業運営上の留意事項、第5章に計画の公表と周知、第6章に評価と見直しとしております。</p> <p>第2部データヘルス計画であります。</p> <p>第1章に基本的事項、第2章に現状の整理、第3章に健康・医療情報等の分析と健康課題の抽出として、人工透析患者の割合についてと、脳血管疾患について挙げております。第4章として、目的及び目標の設定であります。長期的な目的は「五泉市に住むすべての人の健康寿命の延伸」としております。この目的を達成するために、中期的な目標として「慢性腎不全及び脳血管疾患を防ぎ、元気で過ごす五泉市民が増える」としてあります。</p> <p>第5章、計画の評価と見直し、第6章に計画の公表と周知、第7章に地域包括ケアにかかる取組み、としてあります。</p> <p>第3部に共通事項として、第1章個人情報保護、第2章に資料編、用語集としております。資料編、用語集は現在作成中であります。</p> <p>案につきまして、ご意見等ありましたら、事務局までお願いいたします。説明を終わります。</p>
寺田課長	会長。
羽下会長	はい、寺田課長
寺田課長	<p>ただいまの、計画案について補足をいたします。</p> <p>再度計画案をお開きください。2ページ3ページでございます。ご存知のように特定健康診査等の受診率は3年間通じて39.7%となっております。受診率向上の取り組みはしておりますが、成果が出ない状況となっております。この状況の理由といたしまして、市民の皆様が健診の必要性への理解が進んでいないことや、忙しく、健診会場へ出向くことが難しい。などが考えられます。市としてどうしたら受診率が向上するのかと対策と</p>

	<p>して7ページに記載しております。若年層への無料クーポンの交付、未受診者への受診勧奨として、家庭訪問。休日の健診実施、現在病院へ糖尿病等で受診中の方は、本人の同意を得た後に、診療情報提供書の活用を行い、重症化を防ぐため、指導を行っております。また、以前は集団健診のみでしたが、現在は個別健診も行っております。健診の受け方も改善を図っているところであります。しかし、受診は39.7%と低迷しているのが現状であります。なお、委員の皆様からのご助言をいただければと思っております。</p>
羽下会長	<p>ただいまの説明に対しご質疑ありませんか。</p>
佐藤委員	<p>会長。</p>
羽下会長	<p>はい。佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>ただいまの説明にありました、いかに受診率を向上させるかということですが、近隣並びに県内の市町村並びに受診率が高い市町村に調査や研究をされた経過はございますでしょうか。</p>
寺田課長	<p>会長。</p>
羽下会長	<p>はい。寺田課長</p>
寺田課長	<p>具体的な調査は行っておりませんが、県内の担当者での情報交換や、国保運営協議会での視察で先進地の取組状況を学ばせていただいた中で改善しているところであります。</p>
佐藤委員	<p>会長。</p>
羽下会長	<p>はい。佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>国民健康保険税は年々高くなっております。そのような観点から市は早急に対策を講じて市民の皆さんに周知してもらいたい。以上です。</p>
羽下会長	<p>その他、委員の皆様方何かありますか。よろしいですか。 ないようですので、その他、五泉市特定健康診査等実施計画（第3期）及び五泉市データヘルス計画（第2期）案についての説明を終了します。それでは以上で本日の協議会を終了いたします。大変ご苦勞様でした。</p>

◎付帯議決等・・・・なし

午後 3 時 40 分 閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

署名委員